

**市税等の徴収および滞納処分を強化します**

平成21年度は、市税等の徴収強化対策として、次のような取り組みを行います。

◎**県税事務所特別滞納整理室職員**の派遣受入れ

大分県税事務所の特別滞納整理室から徴収職員が派遣され、徴収および滞納処分を強化します。

◎**県税事務所特別滞納整理室への引継ぎ**

滞納額が高額または徴収が困難な滞納者に対しては、大分県税事務所の特別滞納整理室へ徴収および滞納処分を引き継ぐことにしています。

引き継ぎ後は、特別滞納整理室が直接徴収にあたり、差押えや公売などの滞納処分を行うこととなります。

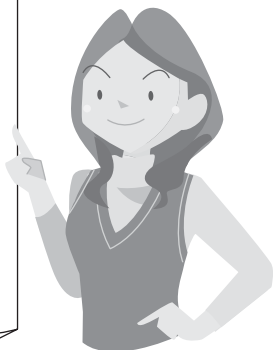
◎**右記以外にも、自主財源の確保および納税者間の負担の公平性を確保するため、大分県税事務所の特別滞納整理室の指導助言により、悪質滞納者の滞納処分を強化します。**

※滞納処分とは、国税徴収法等に基づき財産の差押えなどを行うことです。  
市税等の滞納者の財産の差押え

や差押えに係る（家宅）搜索、または差し押さえた財産の売却などについては、司法（裁判所）の許可無く市の判断で行うことができません。（一般私債権については、裁判所の許可が必要です。）

※差し押さえる財産とは、不動産、給料、預貯金、動産、賃貸料、売掛金、生命保険金などさまざまなものがあります。

※悪質滞納者とは、市税等を納付する能力（預貯金や財産など）を有しているにもかかわらず納付しない滞納者または納付意思や誠意の無い滞納者のことです。



徴税吏員に任命された職員が行う差押えや搜索を妨害した場合は、公務執行妨害で処罰されます。また滞納処分を行うにあたって職員が行う質問や調査についても同様の権限が法律によって定められています。

**滞納はルール違反です。**

**納期内納付を  
お願いします！**

**市税の納税・保険料の納入は、便利で確実な口座振替・自動払込がお勧めです！**

市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、長寿医療制度保険料（後期高齢者医療保険料）の納税・納入は、口座振替・自動払込をご利用をお勧めしています。

また、これまで「納税組合」に入っていた皆様も「納税組合」の廃止により、4月からは直接金融機関の窓口または市役所窓口（出張所を含む）で納税・納入して頂くこととなりますので、口座振替・自動払込のご利用をお勧めします。

◎**口座振替・自動払込をご希望の方は手続きが必要です。**

手続は、希望口座の市内各金融機関の窓口または市役所税務課窓口（出張所を含む）で行ってください。  
・手続きに必要なもの  
希望口座の通帳、届出印

◎**長寿医療制度保険料（後期高齢者医療保険料）の口座振替は、新たに依頼手続きが必要となります。**

これまで国民健康保険税を口座振替されていた方で、長寿医療制度（後期高齢者医療保険料）へ移行後も口座振替を希望される場合は、新たに手続きが必要となります。

《**口座振替依頼手続きの注意点**》

※手続きをした翌月から口座振替を開始します。第1期納期限に間に合わせるには、4月末までに手続きを行ってください。

※納入義務者は、国民健康保険税と長寿医療制度（後期高齢者医療保険料）・介護保険料とで異なる場合があります。

国保は世帯主の方、長寿医療・介護は加入者が納税義務者となります。

納入義務者を確認のうえ、口座振替の手続きを行ってください。

※国保税・長寿医療（後期高齢・介護保険料）が年金から天引きされていますが、何らかの理由で天引きされなくなった場合には手続きが必要となります。

▼問い合わせ先

税務課 ☎8219512（直通）

